

○農林水産省告示第七百九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第十六号）第六十条第一項第七号から第十一号までの規定に基づき、平成十六年農林水産省告示第千百二十七号（家畜伝染病予防法第六十条第一項第七号及び第九号から第十一号までの規定に基づき、農林水産大臣の指定する薬品等を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年五月十九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第六十条第一項第七号の農林水産大臣の指定する検査は、法第五十条第一項の規定に基づく検査のうち豚熱に係る免疫付与状況確認検査とする。 二 法第六十条第一項第八号の農林水産大臣の指定する薬品は、次に掲げるものとする。 イ へ（略） 三 五（略）	（新設） 一 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第六十条第一項第七号の農林水産大臣の指定する薬品は、次に掲げるものとする。 イ へ（略） 二 四（略）